

桶川市 法人市民税の税率のご案内

1 法人税割

法人等の区分	桶川市の税率		
	事業年度開始が 平成26年9月30日 以前	事業年度開始が 平成26年10月1日 以降	事業年度開始が 令和元年10月1日 以降
資本金等の額が1億円以下である法人若しくは資本等を有しない法人又は法人とみなされる社団若しくは財団で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人にあっては分割前の法人税額）が、年400万円以下のもの	12.9%	9.7%	6.0%
上欄に該当しない法人等	14.7%	12.1%	8.4%

2 均等割

資本金等の額	桶川市内従業者数	税率（年額）
50億円超	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円超50億円以下	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円超10億円以下	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1千万円超1億円以下	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下	50人超	12万円
	50人以下	5万円

3 資本金等の額

資本金等の額とは、地方税法第292条第1項第4号の2に規定する「資本金等の額」をいいます。

4 均等割税率区分の判定基準

「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」に満たない場合には、均等割の税率表中の「資本金等の額」は、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とします。

税務課からのお知らせ

『記載の手引き』を電子化しました

法人市民税の申告書（第 20 号様式及び第 20 号の 3 様式）の『記載の手引き』については、資源削減の観点から同封を取りやめ、ホームページに掲載しております。お手数ですが、記入の仕方については下記のページをご覧ください。

掲載場所：桶川市公式ホームページ（<https://www.city.okegawa.lg.jp>）

ホーム > 事業者の方へ > 法人市民税・個人市県民税 > 法人市民税
> 法人市民税の申告と納付について

【お問合せ先】

桶川市役所税務課市民税係
法人担当
（直通）048-788-4915

